

# 令和3年度 相模原市大規模事業評価の実施に関する方針について

令和3年11月 1日現在

相模原市大規模事業評価実施要綱第5条の規定に基づく実施方針は、次のとおりです。

## 1 評価の対象

- (1) 事業名：橋本駅周辺整備推進事業
- (2) 事業所管局：都市建設局

## 2 評価の時期（予定）

- (1) 大規模事業評価委員会：令和3年11月（概要説明）
- (2) 自己評価調書作成：令和3年12月
- (3) 局内評価会議：令和3年12月
- (4) 市民意見聴取：令和4年2月～令和4年3月
- (5) 大規模事業評価委員会諮問：令和4年4月
- (6) 大規模事業評価委員会答申：令和4年6月
- (7) 対応方針の決定：令和4年7月
- (8) 対応方針の公表：令和4年7月

## 3 評価の視点（案）

(1) 事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共が担う必要性はあるか</li><li>・市が実施する必要性はあるか</li></ul>
(2) 事業の妥当性	<ul style="list-style-type: none"><li>・整備手法は妥当か</li><li>・事業規模は妥当か</li><li>・整備箇所は妥当か</li></ul>
(3) 事業の優先性	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業着手時期は適切か</li></ul>
(4) 事業の有効性	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業の有用性が認められるか</li><li>・課題解決のための有効な手段か</li></ul>
(5) 事業の経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"><li>・コストは適切か</li></ul>
(6) 環境・景観への配慮	<ul style="list-style-type: none"><li>・周辺環境・景観との調和に配慮した検討がされているか</li><li>・事業実施により、周辺環境・景観に及ぼす影響を想定し、当該影響を低減するための工夫がされているか</li></ul>

※ 大規模事業評価委員会により、評価の視点が追加される場合があります。

#### 4 評価の方法

- (1) 大規模事業評価委員会へ事業の概要を説明し、評価の視点を確定します。
- (2) 大規模事業評価調書の作成及び局内評価を実施します。
- (3) 局内評価結果について公表し、市民の意見を聴きます。
- (4) 大規模事業評価実施要綱第8条の規定に基づき、大規模事業評価委員会へ諮問します。
- (5) 大規模事業評価委員会の答申を受けた後、事業の対応方針を定め、公表します。

#### 5 公表

- (1) 公表の内容：大規模事業評価調書、市民意見、委員会答申、対応方針
- (2) 公表の方法：相模原市ホームページにて適時公表します。

以 上

#### 【問合せ】

大規模事業評価に関すること

市長公室 総合政策部

経営監理課

042(769)9240

keieikanri@city.sagamihara.kanagawa.jp

大規模事業評価対象事業に関すること

都市建設局 広域交流拠点推進部

リニア駅周辺まちづくり課

042(707)7047

linear-ma@city.sagamihara.kanagawa.jp